

平成27年7月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成27年7月7日（火）
- 2 場 所 南別館委員会室
- 3 開始時間 午後1時22分
- 4 終了時間 午後3時40分
- 5 出席者 小西委員長、赤松委員、中原委員、黒木教育長  
その他の出席者  
児玉教育部長、杉元教育総務課課長、久保田学校教育課課長、船越生涯教育課課長、新宮文化財課課長、北園山之口総合支所地域振興課副課長、東教育総務課副課長、竹下教育総務課総括担当主幹

6 会議録署名委員 赤松委員、中原委員

7 開会

○委員長

ただいまより、7月の定例教育委員会を開催します。本日は、島津委員が所用のため欠席です。また、4時から部長以下事務局職員が市長ヒアリングに出席いたしますので、3時半を目途に終了したいと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

8 前会議録の承認

○委員長

平成27年6月定例教育委員会の会議録につきましては、すでにお目通しいただいていると思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○委員長

それでは、前会議録を承認いたします。

9 会議録署名委員の指名

○委員長

本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、中原委員、赤松委員をお願いいたします。

10 議 事

○委員長

それでは、議事に入ります。本日は、報告11件、議案4件、合計15件です。

それでは、報告第55号ですが、説明をお願いします。

○山之口総合支所地域振興課副課長

第20回の弥五郎サミット交流会開催要領についてご説明申し上げます。弥五郎どん祭りを旧山之口町と旧岩川町でやっています、それを縁として、山之口と岩川と1年交代で開催しております。平成8年からやっています、今回が20回の記念の行事となっております。開会行事を終わりました、子ども達の手作りの名刺交換を行ったり、こういった何と申しますか、これの白っぽい奴は作っているんですけど、色を塗ったりして、こういった物を作って持って帰ってもらいます。後はですね、山之口の弥五郎どんの組立作業と岩川の弥五郎どんは大きいものですので、小さな物を持ってきてもらって、それを引っ張ったりする行事を組んでおります。

○委員長

それでは、弥五郎サミット交流会についてご質問はありませんでしょうか。

○教育長

歓迎のあいさつ都城市教育委員会というのが式次第にあるのですが、誰か教育委員の方に行っていたかなければならないけど、8月の10、11は、宮崎で会議が予定されています。教育長の会議が予定されています。

○委員長

10日はたまたま、南小の相撲教室があります。そこが10時からですので重なっているんですね。

○教育長

どうでしょうか。あいさつにどなたか行ってもらはないといけないのですが。

○教育部長

これまでは、どんなふうにしていましたか。

○山之口総合支所地域振興課副課長

大体、町長で、合併後はわかりませんが。

○教育総務課副課長

教育長があいさつをされていました。

○教育長

教育長がいれば行きますが、この日は宮崎に行くので行かれないので。

○委員長

私は、南小の相撲教室がありますので。

○教育部長

相撲教室は10周年記念事業で、みんなで取り組まないといけない行事ですので、委員の先生方のご都合が悪ければ、山之口の総合支所長に、市としての代表のあいさつをしていただければと思うんですが、それは可能ですか。

○山之口総合支所地域振興課副課長

可能です。

○教育部長

先生方がそれでよろしければ。

○教育長

中原委員か、島津委員しかいないし、赤松委員は宮崎から出てこなければならなくて大変です。総合支所長にお願いしましょうか。

○教育部長

支所長にお願いしましょうか。今までの歴史のことも詳しいので、都城市を代表して、歓迎あいさつをしていただきましょうか。

○委員長

ほかに質問はありませんでしょうか。それでは、よろしいでしょうか。これは、屋内であるんですね。天気の話は心配ないのですよね。それでは、あいさつの件はよろしく願いしまして、承認させていただきます。

○委員長

それでは、報告第45号、報告第46号、議案第31号を教育総務課長よりご説明いただきます。

○教育総務課長

それではまず、報告第45号 教育委員会名義後援についてご報告いたします。

開けていただきまして、5月27日から6月30日に申請のあった21件の名義後援を承認しているところをご報告いたします。

続きまして、報告第46号 都城教育の日シンボルマークデザイン審査委員会設置要項の制定についてをご説明いたします。

現在、募集を開始しております都城教育の日シンボルマークの選定にあたり、審査委員会の設置、委員の選出及び任務、会議の内容等について要項を定めるものです。

シンボルマークの募集は、7月1日から9月10日の期間としております。

7月1日の校長会においても、夏休みの期間に、児童・生徒に呼びかけていただくようお知らせをしたところでした。新聞等のメディアに対しても、本日、投げ込みをする予定としております。

さらに、本日のMR Tラジオに、担当職員が出演し、シンボルマークの募集について呼びかけることとしております。

審査委員につきましては、美術館関係者、PTA、小・中学校の先生、デザイン関係者等を考えております。委員の委嘱、任命については、改めて、次回、8月の定例教育委員会にご提案する計画としております。

続きまして、議案第31号 平成27年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の実施要領についてをご説明いたします。

開けていただきまして、これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法第27条の規定に基づき、教育委員会の事務の管理、執行状況について点検評価を実施するための要領を制定するものです。

評価対象は、平成26年度の事業です。

評価点検の内容は、大きく分けて二つあり、一つは、教育委員会の活動の状況で、教育委員会の会議運営についてと各教育委員の活動の内容です。二つ目は、教育委員会が管理執行を教育長に委任する事務、つまり、教育委員会各課が行った事業となっております。

まず、教育委員会及び教育委員会事務局、教育機関が自己点検、評価を行います。次に、その自己点検、評価に対して、外部評価委員会から意見を求め、その結果を公表するものです。

外部評価につきましては、例年どおり2名の委員を委嘱することとしております。昨年度は、1月に外部評価委員の委嘱を行って、2回会議を開催しました。

外部評価の方法といたしましては、主に書類審査といたしておりまして、各課からの直接の説明などは行わなかったところであります。外部評価委員会から出た質問に対しましては、教育総務課総務担当が対応したところでありますが、直接担当課から聞き取りを行ったほうが良いような案件も出ましたので、今年度の外部評価におきましては、担当課から直接成果指標の達成度などの聞き取りが行えるように計画をしたいと考えております。

以上で、報告2件、議案1件の説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

3件について、お尋ねはありませんでしょうか。

お尋ねいたしますけれども、過去に何回か実施されていますが、形としては全く同じものですか。

○教育総務課長

外部評価の形としては、形式としては同じです。

○委員長

形式としては同じで、内容が、今おっしゃったことになるのですね。広がるというか、直接というか。

○教育総務課長

外部評価の方法について、より詳しく、その後、外部評価の委員の方たちが意見をされます。それがまた次年度以降の事業に反映されると考えておりますので、その時に、直接、成果指標の設定の仕方とか、それに対しての達成、そして、今後という形で質問が出てまいりましたので、直接担当課のほう

で対処して、外部評価を受けられる形をとりたいと思っております。

○委員長

ありがとうございました。ほかないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告2件を承認させていただきまして、議案31号を決定させていただきます。

○委員長

報告第47号、報告第48号、議案第25号、議案第26号、議案第27号を学校教育課長よりご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長

よろしくお願いいたします。

まず、報告第47号です。

臨時代理した事務の報告及び承認についてということで、平成27年度都城市少年補導員の委嘱についてでございます。

平成27年度の都城市少年補導員を16地区、中学校区でいきますと、有水、笛水、白雲を除く16地区から推薦がありました。180名の少年補導員を委嘱するものです。

委嘱期間は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までということで、先日、6月1日に委嘱状等を交付しております。よろしくお願いいたします。

それから、報告第48号です。

平成27年度都城市学校運営協議会委員の委嘱及び任命につきましては、5月の定例教育委員会で、まず、4月分までの学校から推薦がありました279名について承認をいただきました。また、6月の定例教育委員会で5月10日までに11校82名の委員の推薦が上がってきましたので、これを追加で報告承認をいただいたところです。

今回は、残っておりました安久小学校、西中学校、志和池中学校から推薦が上がってきました。6月15日に志和地中学校から7名、西中学校から7名、川東小学校が事情がありまして辞退と新しくということで、1名で、15日に委嘱任命をさせていただいております。最後に、6月25日に、明和小学校と安久小学校から9名の委員の推薦がありましたので、9名分の委嘱任命を行いました。

先ほど申しあげました川東小学校につきましては、東口委員さんから体調不良ということで辞退の申し出がありましたので、黒木委員さんの代りということで、委嘱任命をさせていただきました。全学校これで推薦が上がってまいりました。385名ということで、よろしくお願いいたします。

次に、議案第25号についてです。

都城市特別支援教育推進事業実施要項の一部を改正する告示についてご提案申し上げます。

お手元にありますとおり、平成19年度の都教委告示第11号の都城市特別支援教育推進事業実施要項につきまして、一部を改正したいということで、3ページの新旧対照表をご覧くださいとおわかりになると思いますが。

まず、要項の第2条でございます。第2条第3号を削除したいと。その理由につきましては、1ページに上げておりますが、支援員は、障害またはその疑いがあることにより、特別な支援を必要とする児童・生徒を対象に配置されるものであります。現行の要項の第2条第1号及び第2号にある児童・生徒以外への支援が通常考えられないと。1号、2号で満たしているということになりますので、第3号にあります教育委員会が必要と認めるケースはほとんどないということですので、削除させていただければというのが一つです。

それから、第3条は、先ほど削除いたしました第2条の第3号の中に、都城市教育委員会という文言がそこにありましたので、それを削除いたしましたので、第3条に初めて教育委員会という文言が出てきております。そこに改めて、先ほどの文言の中の都城市教育委員会（以下教育委員会）という文言を

そこに整理をさせていただいて、挿入をしております。

それと、第5条が、現行の要項では学習支援、第5条第2号になりますが、学習支援にあたる支援員は当該学校に一人となっております。ただ、各学校の現状を考えますと、一人では厳しい状況にあるということもありまして、二人というところで今回学校のほうに配置ができないものかというための、一人を二人に改正をということでご提案をいたします。二人目の配置等につきましては、1ページにもございますが、十分、学校の状況と支援の必要な児童・生徒の状況等を把握いたしまして、学校教育課より現場を目視、様子を確認して、協議をして、部長、教育長の決裁を受けて、配置をしていきたいという方向を考えているところです。

以上、特別支援要項の一部改正ということで、3つ程改正をよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第26号です。

都城市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご提案申し上げます。

平成27年4月1日付で、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正が別紙にありますとおり、通知がありまして、対応する本市の規則を確認、見直しをいたしました。様式の第2号の中に、介護補償についての記載が漏れているということがわかりましたので、これを様式第2号の中に(5)に介護補償を追加しております。それに伴い、申請書である様式第1、11号を新しく差し込みましたので、様式第12号以下が1号ずつ下がっていくという形での改正となります。あわせて、様式中の教育委員会あてというところを、今回、漢字の宛てに統一することで、そこも含めて様式等を改正しているところでございます。よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、議案第27号につきましてはです。

議案第27号 都城市学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてのご提案です。

当該事項で、職員専念義務の免除の包括的承認、以下、職専免ということで申し上げますが、平成25年1月31日付都学教第2054号で通知したとおりというふに、現在の管理規則ではなっておりますが、今回、県の通知により、職専免の内容変更を行うよう通知がございまして、現行でいきますと、県からの通知等があるたびに改正をしていかないといけない。この通知文を切り替えていかないといけないので、60条を毎回改正しないといけないということもありまして、今回から、別途、別に定めるところという条項も加えまして、お手元にあるかと思いますが、後ろのほうになるかと思いますが、取扱要領という形で新たに起こささせていただきたいというところでございます。この取扱要領だけで改正をしていくことで対応ができるということになります。

あわせて様式第13号につきましてですが、以前、都城市文書取扱規則に契印を押すのが望ましい旨の規定がありましたが、現在はそれがなく、市の事務処理上でも契印を使用しないということで、様式第13号の契印を削除させていただきたいと考えております。主に、卒業証書にこれを押す形の様式がありましたが、現在はもう契印は押しておりませんので、それも含めて、契印の削除をさせていただければと考えております。

それから、第40条につきましても、先ほども申しましたが、宛てというところで様から宛てに統一するというので、様式、申請書等をそういう形で一部改正させていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありますでしょうか。

ちょっと、幾つかお尋ねよろしいでしょうか。

まず、報告第48号で、川東小学校のご辞退された方の番号が308番ですが、この番号がどうい

ものかわかりませんが、今度入られた方が376番になって、そうしますと、交代があった場合、欠番ができてどんどん番号が増えていくと、欠番になるわけなのですね。

○学校教育課長

376番では新たに黒木委員をとっております。

○委員長

今度の方が376番という番号です。そうすると、308番が、ほかにもこのように変わられた場合には、欠番になって番号が増えていくという感じですか。これで見るとここが定員、人数の番号かなと最初思ったのですが、そのようになると、欠番が出てきます。その番号が、別に人数が分かるためにする。一目瞭然ということと全然関係なければ問題ではないと思うのですが、もし、入れ替わりの時は欠番ができていくと決めてあればそれでいいと思うのですが、ひょっとして代わられた方の番号が付くということと混同するとまずいのではないかとと思うのですが。

○教育部長

委嘱状の中にナンバーとか入っていないのですか。卒業証書みたいに入っていないのですか。

○学校教育課長

一旦委嘱したので、今しばらく1ヶ月はされたのですが、そこに載せていくと、支障があるのかということですね。

○委員長

欠番は欠番でいいと思うのですが、それだと、今後また欠番で新しい番号というふうに、念のために統一するというのは。数えるときはもう番号を引いてというふうに、そちらのほうがわかりやすいのかなと思いますけど。

○学校教育課長

わかりました。そこは確認を。

○教育長

明和と安久というのは、明和の人は後で付け加わったということですね。さっき、安久と明和と一緒に9名で説明がありましたが、明和は関係ないですね。370番。

○学校教育課長

私も安久と明和を9名と申し上げましたが、8名以内で委員は出ていますので、そのとおりです。

○赤松委員

久保原というのは明和小校区の1公民館なのですか。

○学校教育課長

明和の自治公民館になります。ですから、新たに追加で、一人追加で。

○教育長

後で決まったということですね。

○学校教育課長

すみません、あとで確認を。

○委員長

お尋ねはいいでしょうか。

○赤松委員

報告47号の少年補導員というのは、大事な役割を担って皆さん一生懸命やっておられるのだと思います。当該校の教職員と小学校の教職員、あるいはPTAの方、ボランティアの方がメンバーに入っておられるのですが、割合的にはどんなものでしょうか。あるいはPTAの方を入れなければいけないとか、ボランティアの方を入れなければいけないとか、そういうルールみたいなものがあるのでしょうか。

○学校教育課長

特には、ルールはないのですが、各学校からPTAの中から補導員関係、連絡協議会関係、各学校から出していただいています。各学校は、PTAの生徒指導も会計の中からこれを捻出してもらったりして、一つのPTAの活動の一環でもあるというとらえ方をしております、PTAの生活指導の役員さんとかをそこに上げていただいたりとか、特に、必ずやってくださいという規定はないのですが、大体、半々ぐらいで、教職員とボランティアとPTAの役員さんという形で、正確に、何割ぐらいが教職員で、何割がPTAというところまでは出しておりません。調べて出してみたいと思います。

○赤松委員

休みの日とか、祭りの日とか、いろんな時にご活躍いただく立場の方ですから、それだけ、子供たちのことを考えてお引き受けいただいていると思いますので、ぜひまたご活躍いただければと思っています。

○委員長

お尋ねします。

議案第26号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償というのは、具体的にはどういう場合なのでしょう。イメージがわからないので。

○学校教育課長

通常、私たちが公務災害ということでとらえる場合は、いわゆる学校の業務の中で何か災害等があった場合という取り方をしているのですが、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の方にも学校に来ていただいたりする中で、何か災害があったらという意味でのことです。

○委員長

これは、そんなに頻繁にあることではないですか。

○学校教育課長

だと思います。

○委員長

たとえば、途中の事故とか、そういうことも含めての。

○学校教育課長

行き帰りのとか。

○委員長

そうなのですね。

何か医療に関しての公務災害とか思ったのですが、そうではないわけですね。

わかりました。

○中原委員

報告第48号 先ほど学校運営委員の委員の名簿が出てきたのですけれども、所属名というのは、提出先の学校で書かれて提出ですか。

○学校教育課長

学校のほうから提出された名簿でそのまま転記してあります。

○中原委員

学校運営協議会委員の学識経験者というのは、どういう位置づけになるのかと思っておりまして、たとえば、個人的なことなのですが、志和池中学校のナンバーで言いますと367番の桜井俊一さんは下水流保育園の園長先生なのです。学識経験者という表記、ところが下のほうに下がっていきますと、374番に西中学校、都原保育園園長、こちらは園長になっていて、たまたまどちらも名前がわかったものですから、学識経験者というものの位置づけというのが、各学校でとらえ方とは思ったのですけれど

ども。

○学校教育課長

次の頁の、安久小学校の378番の川崎文雄先生は、うちの教育相談員をされた元校長です。だから、おっしゃるとおり、学校での所属のとらえ方が統一はされていないような状況です。

○教育長

何名と決まっているの。どこが何名、どこが何名と決まっているんですか。

○学校教育課長

その割合は決まっています。ただ8名以内ということでもあります。若干の所属職名等が整理されていないところがあるかもしれません。

○中原委員

教職員等の経験者であれば、学識経験者に近いのかと。例えば、この保育園の園長先生が有識者とか、それであれば、保育園の園長で出したほうがわかりやすいですね。

○学校教育課長

職名を出したほうがですね。

○教育長

出してくれるなということなのでしょうか。

○中原委員

ではないと思います。

○委員長

意識されていないと思います。

○中原委員

こういうものがあるから、ぜひなってくれとお願いしたのです。この桜井園長先生は。機会があったらぜひ地域のためにお力を貸してくださいと言ったので。職名出たくないということはないと思います。

○委員長

本人たちはそれほど意識されていないかもしれませんが、できれば、わかるものがあるといいですね。

○中原委員

学識経験者であれば、学校に準ずる方という見方もできますけれども、でない方は有識者とか。

○教育長

安久の有識者はどういう人なのか。学校の先生あがりですか。

○学校教育課長

382と383ですね。薮さんと戸切さんですね、こちらの方では確認はしていません。

○中原委員

学校評議委員会ですので、有識者というのがどういう有識なのか。

○教育長

学校によって色々ですね。学校で出したのをそのまま載せているからでしょうね。

○学校教育課長

学校は、おそらくご本人に出してもらるか、第1回の運営委員会でこういう形で推薦いたしますとかいうことで、本人確認は少なくとも第1回ではするのではないかと思うのですが、そこはまたちょっと確認はしてみたいと思います。ばらばらになっていますね。

○中原委員



本人も一覧表だと、全体を見て、私はこっちの方が良いとなるかもしれません。自分の学校の分だけ見ると、お任せしますとか。

○学校教育課長

全体的に見た時に、色々と要望が挙がってくると思います。

○教育長

どこの園長先生ですか。

○中原委員

下水流保育園です。

○学校教育課長

ありがとうございます。全然気づかないものですから。

○中原委員

お任せ状態だろうと思ったのですけれども、たまたま同業者の方が並んでいたの、学校運営協議会に当たっての学識経験者というのは学校の先生であればわかるのですけれどもも思ったところです。

○委員長

その辺は、今後もありますので、従来の一覧表もあると思いますが、整理していただければうれしいと思います。

○教育長

石塚さんは、前校長、教育相談員と書いてあるけれども、川崎文雄さんは学識経験者と書いてありますね。石塚さんは、前校長、教育相談員、川崎さんも本当はそうですね。

○学校教育課長

現職が石塚先生で、川崎先生は退職して、相談員も終わられた方なので、若干は違うのですけれども。

○教育長

前校長、前教育相談員で。

○学校教育課長

わかりました。また、そこはうちのほうで整理いたします。

○中原委員

補足として、今の部分がわかると、学校運営協議会自体も議長といいますか、話を振りやすいとか、この人はこういう方だとわかると思うので。

○委員長

ありがとうございました。

ほかにご質問はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告を承認させていただきまして、議案を決定させていただきます。

ただいまのところはまた、確認をよろしくお願いいたします。

○委員長

報告第49号、報告第50号、報告第51号、議案第30号を生涯学習課長よりご説明をお願いいたします。

○生涯教育課長

それでは、生涯学習課が説明いたします。

まずは、報告第49号 平成27年度家庭教育支援講座実施要項の制定についてご説明いたします。

本講座は、家庭での教育に不安や悩みを抱えている保護者などを対象に、家庭や地域での教育向上を図り、支援するための講座として、毎年、要項を定めて実施しております。

内容としましては、11月の毎週土曜日、四回の講座を開催するものでありまして、受講者は市内在住の50名程度を予定しております。なお、受講に際しましては、原則、全講座の受講を前提としておりますけれども、1講座のみの受講希望者にも配慮して、受講可能としております。

なお、参考までに、本講座の修了者につきましては、さらにステップアップを図るためのスキルアップ講座を2年ごとの偶数年度に開催しております。来年度、平成28年度は、この家庭教育支援講座に加えまして、スキルアップ講座合せて実施する計画となっております。

続きまして、報告第50号 臨時代理した事務の報告及び承認につきまして、都城市青少年健全育成市民会議副会長及び監事の委嘱並びに任命についてご説明いたします。

都城市青少年健全育成市民会議の副会長及び監事につきましては、都城市青少年健全育成市民会議設置規定第4条及び第7条の規定に基づき、各団体の会長をあて職としまして、教育委員会が委嘱することとなっております。今回、別紙資料のとおり、16の団体会長の交代がありましたので、後任となる副会長1名、監事15名の委嘱につきまして、臨時代理したことをご報告し、承認を求めるものでございます。

なお、後任の副会長及び監事の任期につきましては、平成27年7月6日から、前任者の在任期間である平成28年6月22日までとなっております。

続きまして、報告第51号 平成27年度人権啓発標語募集要項の制定についてご説明いたします。

毎年、8月の人権啓発強調月間に実施する人権啓発事業の一環としまして、今年度も一般向けと小・中学生向けに分けて、新たに要項を定め、募集を行うものでございます。

なお、受賞作品は、毎年12月開催の都城市人権啓発推進大会で表彰するほか、広報誌の人権啓発特集号でも紹介をすることとしております。

続きまして、議案第30号 都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

都城市社会教育委員並びに都城市公民館運営審議会委員につきましては、いずれも社会教育関係団体等からの推薦者を含む14名の方に兼務で委嘱しております。今回、各団体の役員改選により3名の方が交代したことに伴いまして、別紙のとおり、新たに推薦を受けた3名の方に委員を委嘱するものでございます。

なお、後任の委員の任期につきましては、いずれも委嘱の日から前任者の在任期間となる平成28年6月30日までとなります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長

お尋ねはありませんか。

ちょっとお尋ねいたします。

報告第49号の講座なのですが、記憶がよくないのですが、今回スタートした講座ですか。

○生涯教育課長

これは例年実施しておりまして、家庭教育支援講座は毎年実施しております。

○委員長

前は、南九州大学でありましたか。

会場が違っていただけからわからなかったのですが、理解いたしました。すみません。ありがとうございます。

○教育長

去年はステップアップ講座があつて、南九州大学の会場を使ったのではないですか。

○委員長

続いているわけですね。

○教育長

指導者を育てるということで、ステップアップ講座をやられたと思います。

○生涯教育課長

今回の講座が基礎講座という位置づけでありまして。

○委員長

わかりました。

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告を承認させていただきまして、議案を決定させていただきます。

○委員長

報告第52号、報告第53号、報告第54号を文化財課長よりご説明お願いいたします。

○文化財課長

それでは、3件の報告を申し上げます。

まず、報告第52号 平成27年度夏季体験学習会 戦国時代の暮らし体験開催要項の制定につきまして、別紙のとおり制定するものでございます。

これは、4月25日から、歴史資料館で開催しております企画展にあわせて開催するもので、春季体験学習会に次ぐ第二弾となるものでございます。

春は資料館で1日だけ開催をいたしました。夏は夏休みということもございまして、子供たちが参加しやすいよう、各総合支所管内を入れまして、要項の2の開催日時、場所のとおり5ヶ所で開催いたします。

内容は、昔のお金作り、火うち石によります火おこし体験、鎧兜の着用体験を予定しております。

対象は、市内の1年から6年までの小学生です。申し込み、定員、スケジュール等は要項のとおりでございます。より多くの子供たちに都城の歴史に興味を持ってもらいたいと考えております。

52号については以上でございます。

次に、報告第53号 平成27年度キッズボンパク推進事業 いざ夏の陣 武将になって城跡探検開催要項の制定につきまして、別紙のとおり制定するものでございます。

これは、都城まちづくり会社が子供たちを対象に、毎年開催しているもので、今年で6回目になります。このプログラムに、春の陣を少しアレンジしたメニューを提供いたします。文化財課が直接実施する事業につきましては、参加無料ですけれども、キッズボンパクは有料事業になっております。このため、お土産、お茶、お菓子を提供いたします。多くの子供たちが中世城館都城を探検し、市名の由来となったことや都城の歴史を知ってもらうことを願っております。日時、対象、定員は要項のとおりでございます。

申し込みが書いてございませんが、申込みはまちづくり会社へ直接ということになっております。

53号は以上でございます。

最後に、報告第54号 平成27年度歴史シンポジウム 焼き物に見る武士の心開催要項の制定につきまして、別紙のとおり制定するものでございます。

今年は、市名の由来となった都城が築かれてから640年目にあたります。そこで多くの皆さんに、市名や都城の歴史を再認識し、誇りと愛着を持っていただこうと、前期、後期に分けた企画展と資料館以外を巡回する企画展、体験学習会などを開催しております。関連行事の最後を飾るものとしまして、後期企画展に合せてシンポジウムを開催するものでございます。中世城館都城からは、茶道具や様々な陶磁器等が出てきております。これらの焼き物を通して、当時の流行や流通、人の交流等をひも解き、お話をさせていただきます。

期日は、10月25日、日曜日、午後1時から3時20分までを予定しております。会場はウエルネス交流プラザ、講師は財団法人瀬戸市文化振興財団のカワイキミチカ氏、シンポジウムのコーディネーターには宮崎県西都原考古学博物館の堀田タカヒロ氏、ほかに文化財課の職員一名が参加をいたします。

これまで余り語られることのなかった陶磁器等を通した歴史の一面を多くの皆さんに知っていただきたいと思います。

以上、3件を報告申し上げます。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。

それでは、以上の3点についてご質問はありませんでしょうか。

○赤松委員

キッズボンパクというのは、どこであるのでしょうか。

○文化財課長

会場が書いてありませんね。資料館とその周辺を会場にしております。

○委員長

ちょっと個人的な勝手な感想なのですが、たとえば、52号、53号、ものすごく大変なご準備をされる企画だと思うのですが、定員が12名で、キッズボンパクは10名で、例年そういう感じなのですか。

○文化財課長

春は定員を30名ずつにいたしました。30名ですけれども、それを二つに分けて、15名ずつのグループにわけて実施いたしました。ですから、城の中を歩かせたりとか、火打ち石を使いますので、やけどしたりとかあったりすると困りますので、大人数に対応できる、物もそんなに沢山あるわけではございませんので、目が届く範囲という形で、一応12名というふうにしております。

○委員長

内容的に妥当な数字なのですね。ちょっと理解していなかったもので、せっかくこれだけの準備をされるのだと、10名ではもったいないかなと勝手に思ったところでしたけど、よくわかりました。

○文化財課長

お金作りは、鋳型がありますので、これに溶かしたものを流し込みますけれども、それが枝になっているのが6個なのです。一応6の倍数という形で、ですからこれを増やすとなりますと、18人ということになります。ですから、弓矢とか、人数に限りがないものにつきましては、来た方には全部という形でイベントをやっておりますけれども、一応これは、こちらで準備するもの等もございますので、定員を限って実施しています。

○委員長

よくわかりました。きめ細かな内容だということがよくわかりました。ありがとうございました。

ほかよろしいでしょうか。

○教育長

定員があふれるということはあるですか、それともいつも大体これくらいしか来ないということなのですか、どちらですか。

○文化財課長

春の陣につきましては、午前中の最初の部分がちょっと少なかったのですけれども、一番最後の午後の部が、春の陣に教育長と部長においていただいたのですが、2日目のほうは定員に近いところまで上がったのですけれども、午後のほうは人数が少なかったのです。そういうこともありますけれども、大体これはいくのではないかと。

ちなみ、キッズボンパクは3日か、2日から受付始めておまして、現在7名申し込みがあったということでした。ただ、先着順ではないのです。申し込みがもし10名を超えますと抽選でということになっているようです。それは全部、まちづくり会社のほうで手続きをしまいたします。

○委員長

わかりました。ありがとうございました。

○赤松委員

マスコミ各社への投げ込みという表現が使われていますが、資料提供とかいう文言のほうが、一般的にはよくわからないのですが、投げ込まれるほうは余り良い印象は持たないでしょうから。

○文化財課長

通常そうやって使っている部分がありますので、以後、表現に気を付けていきます。

○赤松委員

資料提供とか、そういう文言のほうがいいと思います。

○文化財課長

ありがとうございます。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは、報告の3件を承認させていただきます。

#### 1 1 教育長報告

○委員長

それでは、教育長報告をお願いいたします。

○教育長

今回の議会にどのような質問が出たかということをご報告させていただきます。

お手元に資料がございますか。平成27年度第2回定例会議6月というのがあると思いますが、太字で書かれている部分が教育委員会に関係ある質問をされた方々でありまして、その内容は1ページめくっていただきますと、そこありますように、12名の議員の方から、学校教育、教育委員会に関わっての質問をいただいたところがございます。建物等、施設に関しては、今度、移転になります図書館のことです。それから、公民館の建て替えの問題、体育施設の管理運営の問題、建物的にはそういうものが、今回出されたということになります。あと、それ以外の学校教育に関わっては、そこにありますように、いじめの問題でありますとか、統廃合の問題、防犯の問題、施設に関わってですけど、IT関係、情報化推進の設備、いわゆる施設整備、施設整備でも公認プールの問題。そして、3ページを見ていただきますと、防災関係、小学校の防災教育ということです。防災と関連して、バイスタンダーの育成、救命に関してのことが出されているところがございます。それ以外の問題としては、中学校での傷害事件に対しての改善について、トイレ掃除などの話が出てきたりということがありました。その他、自転車による道路交通法の改正、安全教育の問題、公職選挙法における18歳の選挙権の投票の引き下げに関する学校教育の取り組みはどう考えているのかということが出されました。

ひとつひとつは詳しくはご説明は申し上げませんが、何か、皆さんのほうで何かここを詳しく聞きたいということがあれば、私のほうからご報告させていただきたいと思いますので、項目を見られてご質問いただければと思います。

もう一つは、いわゆる議員提出の意見書がございまして、第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元を図るための意見書ということで、賛成多数で可決をされました。

これはご存じのように、日本における教育の定数改善が前々から言われていて、35人学級というのが、今の前の政権の時に、年次更新で、1年ずつやっていくということだったのですが、途中から自民

覚に変わってしまって、止まってしまいました。現在は1年生だけで、2年生については、県で措置していますが、それ以上はとまったままです。定数改善については、新聞等でご存じのように、財務省からは40人学級に戻せという話があり、文部科学省と財務省とのやりとりがずっとあって、文部科学省は少人数教育にするほうが教育効果はあるということで、財務省が出している意見に対しては反対の立場で主張しております。とりわけ、最近の学校の状況を見ていますと、いじめ、不登校ももちろんですが、色々なことが、定数改善の中に大きく包含されており、きめ細かい対応ができない状況が現実にあるということを受けてのことだろうと考えております。

さらに、義務教育費国庫負担の問題は、ご存じのように、小泉内閣以前までは二分の一だったのです。国の負担が二分の一、地方が二分の一教育費を負担していたのです。教員の給与もそうです。ところが、聖域なき改革というか、規制緩和というか、そういう状況の中で、小泉さんの時に、負担二分の一を三分の一にしてしまったのです。三分の一にしたために、何が起きたかという、結局、地方自治体が沢山持たないといけない話になってしまって、言い方は悪いですが、財政のある地域と財政が豊かでない地域での教育格差ができるという問題が起きているわけです。

現実には、先ほどの教員定数の問題にしても、この近隣でいくと、小林市とかえびの市は、40人学級解消や複式学級解消で、地方自治体自体がやっているわけです。ですから、地方自治体の考え方並びに財政の問題によって、教育に格差が生まれてくるという事態が起きてくる状況もあります。これは二分の一が三分の一になったために、教育に予算が回らなくなったという事情によります。よく聞かれたのは、地図帳が更新できない、大きな学校に昔掛け軸のような大きな地図があったのですが、あれがいつまでたっても更新できないとか、図書費で図書の購入ができないとか、いわゆる三分の一に減らされたために、財源が図書費などに回っていかないということが起きたわけです。地方自治体にも予算のないところでは、色々なところに教育の支障が起きているということがございました。

そういう意味で、財源を元のように二分の一に戻してくれという要求が、ここに出てきているのだと思います。そうしないと、三分の一にした残りの財源は普通交付税という形にばけて地方自治体に配られていても、それが教育に回らないということがあります。結果的には、教育予算が削られていくという大きな問題があり、この意見書はありがたいことだと思っています。

以上でございます。

児玉部長のほうで、建物や図書について何かお話がありますか。

○教育部長

公認プールの必要性についてがありました。これは現在まだ公認プールの設置についてはございませんので、今、民間でも、色々プールは市民の方が水泳をするという場については、色々な場があるということがありますので、家族で水泳を楽しむとか、そういった場が必要でないかというお話も徳留議員のほうからありましたけれども、そういったものは公認プールではないけれども、そういったものは民間でも、公共施設の中でも温水プールとか温泉プールとかいうものもございまして、そういった形でお答えをさせていただきました。

現在のところ、スポーツビジョンの中では公認プールの設置についてはまだ計画は全くしていないというのが実情であります。今、宮崎市と延岡市に公認プールがあるということで、宮崎の運動公園、延岡市も確か1ヶ所あります。あとは都城市の近くに曾於市に末吉に公認プールがありますが、向こうのほうで大会等が開かれているということでございます。

あとは、図書館については、様々どういった図書館を考えているのかという部分で、色々ご質問がありました。ただ、今は基本設計の段階なので、基本計画の段階なので、これから図書館としても色々な様々な、昨年一緒に委員の方にも見ていただいたので、できる限り貸し出しの1冊ずつの本にタグをつけてほしいという思いは教育委員会にもありますし、商工観光部の方にもあったのですが、まだその件

については市として決定していないことですので、これから具体的に教育委員会として望ましい図書館といますか、こういった図書館があればいいなというイメージのもとで、非常にこれからの今までの図書館とすると、スペースが三倍も四倍もずっと広がっていきますので、市民が使いやすい図書館を色々考えていきたいとお答えをしたところです。まだ具体的に管理運営とか、そういったものも全然正直言って、決定をしていないというところがございますので、これから色々協議を重ねていくことになろうかと思えます。

あと、公民館の建て替えについては、毎回お話をしていますが、一番古い建物から更新をしていくという考え方ですので、北消防署が今、新しくできるということで、土地購入を沖水の市民広場の横に、ちょうどインターチェンジの近くなのですけれども、あそこに土地購入を議会で予算が計上されましたけれども、そこに北消防署ができますと、これからの後方支援に対して筆頭として、高城が後方支援施設となっていますので、高城も交通の便も非常にいいということで、大きな南海トラフ巨大地震等が起きた時に、都城の果たす後方支援施設としてその施設になると思います。北消防署がそこにできて、現在ある沖水の地区公民館、沖水市民センターがあるところに北消防署がございますが、新しくできてからそれを取り壊して、沖水地区公民館と市民センターを一体的に作るという計画は既に公表しているところです。

以上です。

○教育長

先程述べたバイスタンダーというのは、事故が起きた時に、すぐその人が手当をできるような、蘇生などの方法論を学びなさいということで、カナダのバンクーバーでは、市民の何パーセントかがそれをすぐできる形になっているということで、中学生とかにそういうものを教育したらどうですかという話でした。

○中原委員

AEDの取り扱いとは別で。

○教育長

AEDとはまた別で、AEDも含めて。AEDは今、学校でやっています。日本の例は忘れちゃいけないけれども、カナダの例を出されてお話になりました。

それから、防災教育に関しては、学校の先生が防災士をとって、各学校に一人ぐらいつつは防災士を持っている人がいてほしいという意図があるようです。

○中原委員

防災士というのは、確か、国で認めるとか、任意ですよ。

○教育長

私はまだよくわからないですけど。

○中原委員

確か地方自治体、県防災士のセミナーとか、一年ぐらいかけて行っている自治体もありますし、福岡あたりにいくと、合宿とか、二泊三日でそれがとれるとか、よくよくそういう日本防災士協会か何かのものなので、国がきちんと定めたものではない。

○教育長

そういう資格ではない。

○中原委員

そういうものだと思うのですけれども、認定されていないというか、正式なものではないと、任意のものであるけれども、ノウハウは間違いないという。

○教育長

先生方も33人ほど都城でも持っていらっしゃる。すべての学校の先生が持っているわけではないのですが、せめて一つの学校に一人ぐらい防災士の資格を持っていて欲しいという意見のようでした。

○中原委員

この前ちょっと調べたのですけれども、国ではないけれども、持っていて間違いではないと。

○委員長

取り方について、質問された議員さんにお聞きしたところ、自分は持っているけど、簡単でもないというような言い方でした。

○教育長

簡単ですかと聞いたら、簡単ではありませんと言われました。そんなに大変なものなのかと思ったのですけれども。

防災教育は各学校でやっているのですけれども、これからまた台風が来ますので・・・。

あとは、小・中学校の防犯については、防犯カメラをつけろということのようですが、これはプライバシーの問題も色々あり難しいことなのですけれども…。

○中原委員

街灯を青色に替えたらと私は言ったことがある気がするのですけれども。

○教育部長

センサー付、そして、音のなるやつも、各学校でもつけているようです。見にくいところとか、暗いところとか、つけているところも沢山あったということです。ただ、防犯カメラについては、例のほうきの事件がありました。五十市中で今、つけている、何校か、2校ぐらいつけています。

個人情報もありますので、今、防犯カメラを設置していますというお知らせをしてですね。大浦議員は防犯カメラを付けると、綾瀬市がそれを市として全校つけたということでありましたので。

○中原委員

対策で、犯人というのは、外部者はほとんどないです。大体、生徒とか、となりますと、ぱかっと光ったりとかいうのは、生徒だったらわかってしまいます。心理的なものでいうので、どこかの町が外灯を青色に替えたら、防犯率が下がったという事例もあります。電球替えるだけです…。

○教育部長

議員の質問は、不審者という視点から、不審者対策をどうするのだという、都城はどこからでも入れる。塀で囲んだ学校ではないので、それをどう考えるかという話がありました。都城市が警備会社と契約して、機械で警備もしていますので、職員室とか、校長室とかは機械警備もしていますので、窓ガラスを割れたとか、盗難とかというのはセンサーが動くようになっていますし、毎日、夜間ですけれども、警備員が1回は必ず、全学校を回っています。

ただ、この前、ほうきが焼かれたのも夜中から朝方にかけて、ほとんど誰もいない状況の中で起こったということです。その辺なのかなと感じます。町なかの学校の周辺で色々な物音がしたりとか、何かあった時は、周辺の方々に関心を持っていただくということも一つの方法だろうし、決して、ハード面に対してハードな答えはせず、ソフト面で、そういった学校運営協議会でも、学校に関心を持っていただくことで、注意しながら学校を見守っていただきたいという考え方でおりまして、一応、答えはさせていただいたのですが、各学校で色々な要望とあります。実態もそうですし、把握をしておく必要があるのかと思います。

○中原委員

校務支援システムは予定はあるのですか。

○教育部長

今、姫城中と高城小学校に今、導入をしているのです。タブレット型で送信システムか、先生方の職



員室の中にそういう先生方の情報の共有化を図りながら作っていくというのはあるみたいなのですが、今、既にデスクトップに切り替えたというか、なかなかタブレット型は使いにくいということで、デスクトップになっているのですが、なかなか検証をつけた時に一回したみたいなのですが、その時は若干効果はあったということなのですが、その後、すごく良かったという話は学校教育課のほうで改めて聞くということでしたけれども、校務支援システムがいいのか、一体的な言い方なのですが、学校で色々な書類を作られた処理とか色々なものに使われますので、そういったものもパソコン上で打ち込めば全部それが報告が済むという話で、できるだけ事務処理の負担を少なくしていくという方法を教育委員会が、市全体が庁内ランというシステムを取り入れています、それが学校にもつないでいるのですが、学校は校長室と事務室までしかつないでいない。そこから先の職員室までつないでいないのです。そこもまた今後つないでいて、そして、なおかつ、学校で先生方が使われるシステムを入れて、そういったことも導入していくと校務支援システムが完成していくのだそうです。まだそこは、ハードの面の部門というか、職員室までネットワークが繋がっていないのをまずしていかなければいけないのではないかなという話も学校教育課のほうでしているところです。

○中原委員

教職員のパソコンの予算は上がっていますか。

○教育長

それは終わっています。いわゆる一人一台というのが一応、終わりましたが、学校内で学内ランがないし、やっとコンピュータが渡ったという段階です。教員のIT環境は、都城は非常に遅れているようです。

○中原委員

今日、祝吉小学校に行った時、かなり有効的な活用がされて、職員朝礼が週に1回しかできない状況で、追いつかないので、終礼でそれを補おうかということを考えておりますということで、それがシステムができれば、パソコンで。

○教育長

大きいところはやはり、小さいところはそれほど必要ないのかもしれないけれども。残念ながら、都城に来てびっくりしたのは、まだ学校の中で整備されていないのです。子ども達がパソコンを使う時代だから、まずは、先生がパソコンを使える環境にないと大変です。

○赤松委員

先生方は、教育委員会から校長に一斉にメールがどんと出るようにはできないですか。

○教育長

それはできます。

○赤松委員

校長先生方も自由に、それぞれの先生方にメールを送ることはできるのですか。

○教育長

校長室と事務室だけです。

○教育部長

一般の先生が何か報告したい時は、事務室に行って、そのパソコンを使わせてもらって、教育委員会に送ると。

○教育長

いちいち事務室とかに行かないといけないのです。大きな学校は大変ですよ、ともかく。

○赤松委員

事務室の先生が使っていたら使えないということですね。

○教育長

中学校などは教科別だから、余計、先生方が教科別まとまっているから、そういう意味ではやはり、IT環境が整っていないというのは。

○中原委員

先ほどの教育長の地図の話とかされましたけれども、各クラスにモニターとか、それをテレビといったから反対されたと聞きましたけれども。学年に一台とかという状況なので。

○教育長

そういう教育機器を含めて、都城は全然整っていないのです。

○中原委員

実際、予算というのは国から来たものですか。

○教育長

普通は来ているはずですがね。三分の一に減らされたのだけど、残りは一般財源に化けているのです、結局。

○赤松委員

来ていないと給与の支払いが…、ほとんど国からの予算がそっくり。

○教育長

来ているのだけど、教育費の予算が三分の一しかないのです。教育の何とかに使っていいですよという予算が三分の一しかないのです。あと残りのお金は、一般財源にばけてしまっているから、行政当局としては、教育予算として使わなくてもいいのです。市町村レベルでなくて、県の段階もそうだから。教育予算をちゃんと元通りに二分の一に保障してくれていけばいいけれども、保障してくれない限りは予算がつかない。本来は要求していかなければいけないのだけど、結果としては、それぞれの自治体の裁量ということになります。

○中原委員

各自治体にパソコンを整備している、それが上から来た…。

○委員長

図書館の司書の配置も随分、昔ですけれども、そういう感じを聞きました。各学校に司書という文部科学省の…

○赤松委員

文部科学省の予算に色をつけて各地方公共団体に配ってこないから、色が付いた使い方ができないのではありませんか。

○教育長

文部科学省自体は、教育委員会の教育長会議とか行くと、これだけ予算つけていますよと言うのです。つけていますよと言っているだけで、そういう形でこちらに下りては来ていないわけです。

だから、本当はこれだけ国がつけているではないですかと言わないと、だめなのですが、色がついていないので、難しいわけです。

○委員長

時間も参りましたので、これで教育長報告を終わります。

## 12 その他

○8月定例教育委員会日程について

日程 平成27年8月5日(火) 13:30から

会場 委員会室

○9月定例教育委員会日程について

日程 平成27年8月20日(木) 13:30から

会場 南別館4階研修室

以上で、7月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書 記

委員長